

厚生常任委員会

平成18年11月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士 ○里川宜志子 浅井 正八
木田 守彦
中川議長

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	住 民 生 活 部 長	中井 克巳
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
同 係 長	安藤 晴康	環 境 対 策 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	阪野 輝男		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、里川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席しておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長が公務出張のため、助役の挨拶をお受けいたします。 芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、里川委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります、（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。前回の委員会後の事業の進捗状況につきましてご報告申し上げます。

まず、事業認定につきましては、先ほど助役の方から挨拶の中でもありましたように、その申請を9月1日に行っておりましたが、県の審査が終わりまして、事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧を行うという事で、今、11月15日から2週間、11月29日までの間縦覧を行っております。この縦覧が済みした後、その終了の報告を県に行いまして、その後、12月中旬には県の方から事業認定をいただき、県広報で事業認定の告示が行われる予定となっております。

また、用地買収につきましては、北側の用地の購入を今年度中に行う

こととしておりますことから、12月議会において用地買収についての議案を上程する予定でございます。後ほどまたご説明させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、プロポーザル方式によります設計者の選定につきましては、9月24日に開催しましたプロポーザル審査委員会におきまして、6業者のヒアリング等を行いながらご審議をお願いし、設計者の選定を行い決定を行いました。業者につきましては（株）安井建築設計事務所でございます。これにつきましても、先にご報告させていただいておりますとおりでございます。その後、設計者が決まりましたことから10月12日（木）に厚生常任委員会の委員の皆さまと懇談を交えながらご意見等をいただき、また、11月1日（水）には利用者団体に対して、ご利用される立場からのヒアリング等を行いまして、ご意見等をいただきました。また、11月11日（土）には、地元の小吉田自治会に説明を行いまして、事業の目的、事業の経緯、施設概要等の説明を行い、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。その利用者団体のヒアリングの中でのご意見等を若干ご紹介させていただきます。子育てルームを現在考えておるわけでございますが、その中で固定遊具または授乳室、トイレ等を設けてほしいというご意見が、子育てサポートクラブからございました。また調理室については現在の保健センターの調理室の様式が使いやすいという事で、検討をお願いしたいというご意見を、食生活改善推進協議会の方からもいただきました。また災害等に情報を掲示板等で分かりやすいように出来るように設置してほしいという事で、聴覚障害者協会の方からもご意見いただいております。また、地元説明会におきましても、全面道路の交通渋滞の解消のために全面道路の拡幅等、また大雨の時に一時水の対策が必要ではないかというようなご意見もをいただいております。以上が説明会等でのご意見の紹介でございます。また現在、基本設計を行っております、この基本設計を今申しましたように利用者団体または地元からのご意見等も検討しながら12月初め頃にはその設計をまとめてまいりまして、その後、実施設計へと進めていき、18年度末には建設工事の入札を予定しております。そして平成19年度で

の建設工事の着工に向け進めて参りたいと考えております。

このため、12月議会の一般会計補正予算におきまして、建設工事の入札に必要な額の債務負担行為補正をお願いする予定でございます。これにつきましてもご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

ここで、資料として配布しております現時点での基本設計の図面でございます。それに基づきまして私の方から概略でございますが、説明をさせていただきます。図面が2ページになっております、1ページ目は1階の平面図、2ページ目は2階の平面図でございます。

まず1階の平面図でございますが、敷地の面積は、買収させていただく面積は10,212平米、約10,000平米の敷地がございます。建築面積、現時点での段階でございますが、約3,500平方メートルでございます。延床面積につきましては、約4,200平米でございます。1階の部分で約3,400平方メートル、2階の部分で約800平方メートルでございます。合計4,200平方メートルの延床面積となっております。構造につきましては、鉄筋コンクリート造でございます。一部鉄骨造りとなっておりますが、2階建ての建物でございます。

建物の概要でございますが、1階には保健センター、社会福祉協議会またはボランティア支援室、療育ルーム、子育てルームなどを集約いたしまして、それぞれの機能を分担しつつ、利用者が自然に顔を合わせることで交流の輪が広がるような交流ゾーンという形でエントランスホール等を設けておりまして、そのスペースを設けております。まず1階でございますが、入口につきましては北側、図面の上の方なんです。まず進入路が、自動車等の進入路または歩行者等の進入がございまして、南側に駐車場がございます。そこまでの進入のアクセスを確保しております。進入された自動車につきましては、南側の駐車場、またはその東側に回転する広場を設けておりますので、そこで人を降ろされて、車は帰られる場合もございまして、そういうスペースを設けております。入館せんにつきましては北側に風除室1がございます。そこから入られてエントランスホールへ入られる方。また南側からは駐車場から風除室2がございまして、そこから入られる方、となっております。配置につ

きましては先ほど説明しましたように、北側の入ったところ、西側になります。事務室と書いてるところでございます。これにつきましては社会福祉協議会または地域包括支援センターの事務室と考えております。またその西側には相談室等を今考えております。相談室の向かい側には介護浴室、特殊浴室というように、浴室を考えております。またその南側には子育てゾーンという形で療育ルーム、またその隣に子育てルームという形で考えております。真ん中には中庭という形で緑等を植樹を考えております。その中庭の南側でございますが、機能回復訓練、または軽作業をするコーナーという形で仕切り等は自由に動かさまして、また展示コーナーとも使えますし、そこに機能訓練回復の場としても使える、また軽作業する場としても使えるというスペースを考えております。建物の東南の方なんです、これにつきましては保健センターの施設を考えております。そこには調理実習室、または診察室または多目的室という形で保健センターでの業務でライフスペースという形で考えております。

次に2階でございます。2ページ目でございます。2階につきましては、福祉活動をされる際の会議またはミーティング、集会等で使われる会議室のスペース、またはホームヘルプサービスステーションという形でボランティアさんまたは携わっていただく方がミーティングまたは会議等を使われる方、また利用者の方が会議をされたりそういう場に使用していただくという形で2階は考えております。また2階部分には、緑の部分は屋上でございますが、植栽をいたしまして、2階においても緑を楽しむ事が出来たり、そういう風な施設として今考えているところでございます。

以上、簡単ではございましたが、外観につきましては、従来の大きなかたまりという施設はないのでございますが、小さな屋根によりまして家並みを形成して、一つの集落をイメージする設計を計画しております。また、建物の周辺には環境への配慮、建物の周辺に対する環境への配慮また利用者の癒しの場となるような植栽、遊歩道等を今現在考えているところでございます。図面の説明については以上でございます。

今後も事業の進捗状況につきましては、厚生常任委員会にご報告申しあげまして、ご相談をしながら、より良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せましてご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 こうして一応こういう図面が上がってきてますねけど、委員会としての要望出させてもらってますねけども、それらについて、汲み上げていただいた何があるのであれば、具体的にどれ、どれとかいう風に挙げていただきたいなど。かなりそういう要望というのか、何か出来れば、という事で要望出してたと思いますねけど、それらについてですね、どのように。もう何も変更なしに理事者側の方で決めはった通りのようなこの図面見たらそういう風に思いますねけど、我々が出さしていただいた要望が少しでも汲み上げられてるのかどうかですね、これ、最終的な図面じゃないと思いますねけども、それらについてですね、どういう風に考えてはんのか、そしてどういう風に設計というのか、そこへ伝えてくれはったんか、それを聞きたいと思います。

福祉課長 委員会からのこの前の懇談会等でのご議論いただきました中で、屋上の緑地等を有効に、屋上の緑地を出来ないかという形でご意見いただいております。またリハビリを兼ねた散歩が出来るような遊歩道、また木の利用が出来るようなものも検討してほしいという事でございました。木の利用につきましてはまだ内部のことでございますので、今現在、利用についても検討しているところでございます。また相談スペース、それから機能回復訓練の介護予防も重要であるという形で、そういうスペースも、という形でのご意見もいただきましたので相談室、また機能回復訓練室のスペースという形で現在考えているところでございます。

またソーラーまたは夜間電力の使用も、という形でございます。それにつきましても現在、設備の方でそういう形で対応について、または夜間電力を使うような形で設備の方も今現在検討しているところでございます。また、職員の数が少なくても管理できるようにというご意見もいただきましたので、現在事務室またはその配置を考えまして、そういう形で利用者の方が1階の部分で集中して利用されるという設計もしております。また2階部分につきましてもは会議等でも利用される場合がございます。その場合につきましても、その利用される方の把握ができるようにという形で設備の方で今現在考えておきまして、出来るだけ管理面でも支障がないようにという形で今現在、設計の方で検討しているところでございます。以上でございます。

木田委員 緑の多いという施設なんですけどね、今までから植栽なんかを植えてはってもかなりやっぱり枯れていくのが多いですわな。そしたらやっぱりそれについて管理が十分行われてないという風に、委託してはる場合も、職員がそれに草刈ったりとかしてはる場合もあるけども、水もやらんとそのまま、だいたいツツジというのかサツキなんか、ようほうぼうの、庁舎のところでよう枯れてますわな。こうして緑多いの造っていただくのは結構やねけど、それが枯れた後、歯抜けみたいになってそのままほったるといような結果にならへんのかなという、そういう心配もあるし、私は出来たら足湯なんかでも造ってもらったらなという事をお願いしておったんですねけども、これ見たら喫茶コーナーなんか、バーンと大きなんとしてですね、そんなんこれだけの広さが必要なかな、これで見たら20何席ですか、あるような場所をとってはるし、何かちよっと我々の意見をくんでいただけないのかなという風に思いますねけど、それと今回視察に行ったところでも屋上の庭園というのか、ああいうような何ももう一つぱっとせんような何もあつたし、ソーラーについてもやっぱり費用ばっかしかかってもひとつや、という事もあるし、まだやっぱりその点については今までとちよっとまた感覚の違うところも出てきてますのでね、一応こう配置図についてはこれとして、その中で

やっぱりそういう何を、中庭なんか特にお日さんが当たらないという事で、植樹なんかしていただいても、それを枯らしてしまうような結果になってしまうのではないかな。それやったら、枯山水って言うんですかな、ああいう庭にする方がいいのと違うかなと。青いのばかり求めても、それに対してそれだけの太陽とか水とか十分に行き渡らなければ、それを枯らしてしまうようなことになったら、木に対しても申し訳ないなど、そういう風に思いますねけど。だから、足湯なんかが出来ないという事であれば、これは町としても費用面について大変やという事でしはらへんのかどうか知りませんが。やっぱりそういう事もちょっと考えていただいでですね、そんなん会館の機能的な面だけを注視したような形じゃなしに、やっぱりまだスペースもある事やから、そういう事もちょっと考えてほしいなと思いますねけど、それはもう出来ないという事でよろしいかな。

住民生活
部長

課長からご説明申し上げた通りでございますけれども、一応お聞きしてます足湯の関係等につきましては、出来る、出来ないというよりも、今の段階ではご意見いただいた中で検討する中で、そういう事で現在のところはこの計画の中では反映されておらないんですけど、今後そういう形でのいろんな、設計者との最終的な詰めには至っておらない段階での情報を、今現在で考えておりますところの分という事でご提案をさせていただいております。ご提示をさせていただいてるところでございますので、その辺でご理解いただきたいと思っております。今後まだその辺のところについては、考えていく余地はあるという事でございます。それと植栽の関係ですけれども、色々、内部の中でも・・・植栽等、それから今委員がおっしゃっていただいでますように、維持管理の面とか色々な問題点もあろうかと思っております。それで、どういう形にするかというのは、一応これは例という事で考えていただいで、一応緑をしていくという事で考えていただけたらと思っております。コンクリートとかアスファルトですという事ではないという事でご理解いただきたいと思っております。ソーラーの関係につきましては、当然設置をいたしますと色々その後々の問題

で、経費等も嵩んでまいる事も想定が出来ます。それで、部分的に使えるところの部分、ご存知いただいておりますように、JR法隆寺駅の北口のところで外灯の部分でソーラーを使ってる部分もある、そういうような形のもので出来ないかなという事でもちょっと検討もさせていただいてます。全体をするとなるとかなりそういう問題点も出て来るという事で、それと2階の部分で屋上のところを緑化して断熱の効果もという事で委員会で懇談をさせていただいた時に色々ご意見をいただきました。ただ、この建物につきましては勾配屋根を考えております事から、一応2階の部分の東側のところで緑地を施しをさせていただき、これにつきましては下から上へ運動機能も兼ねたような考え方の中で、こういうところも散策もしていただいて体力の維持というんですか、そういうところも考える中でこういう形で緑化をしていくと、そしてもう一つは断熱の考え方を、という事でさせていただいたという事でございますので、そういう事でご理解いただけたらと思います。

木田委員

私はね、こればっとなんて見ただけで喫茶コーナーというのがあまりにも大き過ぎるのではないかなと、そらエントランスホールも兼ねての部分ありますねけどね、この施設自体が長時間にわたってそこに居られるというような、そういう状況にはならないと思いますのでね、それから考えたらこれなんぼですか、 $4 \times 8 = 32$ ですか、一応こんな図面だけ書いただけやって、どんだけのもん出来んのか知らんけども、それほど必要な事はないの違うかなと思いますねけどね、それは最終的な図面じゃないから、一応委員会のための図面なのかも知れませんがね、そういうところをもうちょっと考慮していただきたいなと、やっぱりかかるがホールのあの喫茶室ですか、あこは何か催しものあったらかなり人がいっぱい来られるので、利用される方もあると思うけども、それほど席があるようには思いませんけどね、だからその辺も一つ考慮していただいて、何かもうちょっと有効的な利用方法を考えていただきたいなと、今の段階ではそういう風にお問い合わせしておきます。

助 役 木田委員から色々ご意見ございまして、いわゆるこの総合福祉会館建設に対する要望を厚生委員会からいただいています。これを全て設計者に渡しております。同時に先般の懇談会の時にも色々ご意見をいただいたという事で、反映できるものは反映していくという事で設計者は考えていると思います。また喫茶コーナー、これは全てが喫茶コーナーという事じゃないと思うんです。と言いますのは、やっぱり利用者の交流スペースも兼ねるという事も含め、これ位広くとっておくというような事だと聞いております。全てが喫茶室としてのエリアじゃないという事でご理解願いたいと思いますが、そうした事も含めて設計者ともお話をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

委員長 里川委員。

里川委員 まず、この県の事業認定がなかなか下りなかったというところで、私は何か、県からの補助金があるために余計にそういう風になってんのかなというような疑問をちょっと持ってたんですが、先般、担当の方にお聞きすると県からいただく補助金は一切ないというような回答をいただいているんですけどね、この総合福祉会館建設に対して町としての補助金活用の考え方について、ちょっと明らかにしといていただきたいなと思います。

福祉課長 今ご質問いただきました事業の補助金の活用についてでございますが、委員からもございましたように、ご質問の中でありましたように、補助金のもらえるものを検討、調査して参りましたが、該当するものがないという事でございます。ただ、今、起債を利用しながらやっているという考えでございまして、有利な

(「ちょっと待って、ちょっと今のとこ聞こえなかった。もう一回説明して。」との声。)

福祉課長 補助金の方はないという状況でございますが、町としましては起債という形で有利な交付税算入が出来る起債を用いまして、それを利用しながらやっていきたいというように考えております。

里川委員 今の課長の説明でいくと、何かちょっと誤解が生じるん違うかなと思って心配するんです。該当するものがないという言い方はちょっと違うん違うかなと。例えば保健センター部門やったら保健センターを建設するにあたっては、補助金というものがあるはずなんですよね。今ある保健センターを造らした時に補助金どうしはったかどうかは分かりませんが、本来ならそういう設備を市町村がやる場合に、補助金の制度っていうのは本来はあるはずなんですけれどもね。だから、該当するものがないと言うよりは、補助金の制度はあるんだろうけど、色々な制約とかそういったものの中で、補助金っていうものが、金額が少ない、制約が強い割に補助金が少ないと、それではなかなか斑鳩町らしいものが造れない、だから有利な起債でやるんやという考え方っていう風になるのが本来かなと、本来の考え方として町が示す考え方ではないかなと思うんです。該当するものがないから起債の方でいきます、という言い方が必ずしも適当でないという風に私は今、説明を聞いてて思ったんですけど、その辺はやっぱりきちっと説明の方をしといていただきたいなと思います。

助 役 里川委員がおっしゃる通りでございますが、単独ではそれぞれの補助金の対象となる事業もあります。最近では補助金を削減と国が言っておりますから、一番我々としては有利な条件としてのものを、この事業に採用していこうと、こういう事で考えた結果、旧地域総合整備事業債という起債をもって事業を行うのが一番有利な助成であると考えています。したがって、この制度を利用して取り組んできたという事でございますので、ご理解願いたいと思います。

里川委員 分かりました。委員会としてもそういう風に理解をさせていただい

て、この事業を進めていただくという認識でいきたいと思います。それとですね、今回こういう風に図面が出てきた中で、先ほどの委員の中でも委員会から要望してるものがどうなっているんだという事もあったんですが、ちょっと気になる点があるんですけども、まだ基本設計きっちりしたものにはなっていないらしいですが、私は視聴覚関係につきましては、声の広報など、3階の応接室利用してやってもらったりしている中で、そういう視聴覚の設備ですね、録音とかやっていただく設備については、この中できちっといいものをつくってほしいという事をお願いしてきたと思うんですが、その部屋は今、この図面では確保されていないように思います。そこのところがどうなっているのかという事とと、それとこの介護浴室や特殊浴室もっていただけてますけれども、社協にですね、デイサービスをやってもらうのかもらえへんのか、この図面見てたらそこがちょっと私はっきり見えてこないんですね。デイサービスについてどう考えておられるのか、この図面からは読めないで、その考え方も明らかにしていただきたいと思います。それと障害者自立支援法で言われております市町村の必須事業、地域生活支援センター事業ですね、これについてはどのように考えているのか、それもなかなか見えてこないという事、あんまりようけ言うたらあれなんで、今ちょっとそれだけお聞きしときます。

福祉課長　　まず視聴覚関係の部屋のございですが、今現在考えておりますのは、2階の平面図でございまして、2階の部分で北側の部分に会議室1、2、3、4、その隣に研修室がございまして、この研修室につきましては、会議室につきましてはオープンな形で一つずつ使える状況にもなりますし、また広く使える状況にも考えております。その隣の研修室につきましては一つ部屋を設けてまして、その中で先ほど申されましたように広報等の関係等も出来るような設備等を今現在考えているところがございます。もちろん、これだけの部屋じゃなしに、多目的にも使えるような形で色々設備等も考えまして、広報にも対応できるし、語学療法の関係にも使えるというような設備を今現在、この部屋で、という事で考え

ております。またそれ以外にもそれでは狭いという方でしたら、その隣の会議室でも使えるという形になっておりますというのは、していただけるというようにも考えております。その南側にも大会議室がございます。そこにつきましても、そういう形で設備等も考え、そこでも発生等も出来るような、考えておりますので利用者の方には色々な形では使っていただけると考えております。それと2点目の介護浴室、特殊浴室の利用の仕方でございます。これにつきましては、議員の方からもありましたように、デイサービスという形では町の方は考えておりません。ただ、介護浴室、特殊浴室を利用される方がその施設を利用されまして、家庭では対応できない重度の障害者の方または少し介助が必要な方で入浴が出来るという方は、そういう形で機械浴室は特殊浴室にございます、設備で入浴できる部屋でございます。介護浴室は家庭のものでは少し小さいので、介護の方と一緒に入れない状況の方もございます。そういう方が対応できるように、家庭のお風呂と同じですが、少し大きめのお風呂を設けまして、そこで介護者の方と一緒にいただくというような浴室を考えております。そういう形でその利用方法を考えているところでございます。それから3点目の地域生活支援事業の考え方でございます。障害者の自立支援法の関係の地域生活支援事業の方でよろしいですか。

それにつきましては、コミュニケーション事業または相談支援事業等も地域生活支援事業の中にごございます。それは必須事業になっているところでございますが、そういう相談業務、またはコミュニケーション事業は手話の設置または手話通訳者の派遣というような事業でございますが、そういう事業にも対応できるという形で相談室のスペース、また手話の設置につきましては、当然今設置しておりますので、地域生活支援事業の中でもそういう事業は続けていく事を思っておりますので、そちらの方で十分対応できるというように考えております。

里川委員 障害者自立支援法の中ではね、地域生活支援事業もなんですけど、センターというものも設置をしていくという事になってると思うんです

よね。そのセンターの考え方についても、私はお尋ねをしときたいんです。まずそれをお聞きしときたいと思います。地域生活支援センターですね、今ある福祉作業所的なものです、作業所という形のようなものを、市町村で設置した場合、補助金こういうように出ますよというものありますよね、その事を私は以前からこの総合福祉会館の中でどうするのやと、そら規模によって補助金の出方が違う、それで市町村の必須事業になってたはずなんです、このセンターもね。だから、どうしていくんやという事を言うた時に、町長は以前に今二つに分かれている作業所をやっぱり一つになってもらわんと、なかなかそういう事も難しいなというようなご答弁を町長もされてたと思うんですけどね、そこのところがどういう風な考え方になって、ここへどう活かされんのかという事は、今の時点でどういう風に考えておられるのか、それが図面からは私自身は読めない、見えてこないという事を申し上げているんですけども、どうでしょうか。

福祉課長

地域生活支援センターの設置事業という形、これも必須事業になっております、申されているとおりでございます。それにつきましては現在、小規模作業所、斑鳩町に虹の家さん、福祉作業所さんの2ヶ所がございます。今現在その2ヶ所の作業所さんと、今後作業所さん自身の問題でもありまして、どういように活動されていくかという形で現在、作業所さんに検討していただいているところでございます。身体それから知的障害、精神障害という形で地域生活支援センターをしていかなきゃならないことではございますが、精神につきましては現在町内にそういうものがございませんので、委託という形で、今現在取り組まれている作業所さんがございますので、そちらの方で、これも広域の7町で色々協議しながら検討しているところでございます。斑鳩町にある二つの作業所を一つという考え方も、両方の作業所さんの中で今、検討していただいている状況でございます、その話が進みましたら申されましたように、国の補助金をもらえる、地域活動支援センター事業の補助金のもらえる施設になってくるわけではございますので、現在の状況では小規模作

業所という形で県と国の補助金という形のみでございますが、今後そういう形で町といたしましても設置していかなければならないという事になっておりますので、両作業所さんにそういう形で将来的なことも考えまして、検討をお願いしている、町としてももしそういう形で一緒にされるという事になれば、協議の方をしていきたいという風に考えているところでございます。

里川委員　　そういうところも十分含んでこういうものをつくっていただきたいという事です。以前から言ってるのは、いろんな制度がどんどん変わってくる中で対応していけるように、十分考えながらやってほしいという事はそういう事なんです。是非、また今後も基本設計、実施設計に向かって、そういう制度の中での確立、色々線を引いていかなあかんとか、そういうところも気を付けてやっていただきたいという事をお願いしときたいと思います。それとですね、2階にホームヘルプサービスステーションっていうのがあるわけなんですよね。この2階にあるんですが、このホームヘルパーさんっていうのは、社協さんのホームヘルパーさんの事でいいんでしょうか。

(「そうです。」との声)

里川委員　　そしたら、何て言うんですか、社会福祉協議会が入る所とえらい離れて2階にこんな時にあると。中から上がれるとかやったらね、同じ2階部分にあっても中から上がれるとかやったら便利よろしいですけどね、こんな造りちょっとおかしいんちゃうかと、私は見てて今何かちょっと納得いかへんなと思って、こんな不便なことしてたらあかんのちゃうかと思ったんですが、それはどんな風になりますか。

福祉課長　　今、2階でございます。ホームヘルプサービスステーション、申されましたように社会福祉協議会のヘルパーさんのステーションでございます。今申されましたように、この施設につきましては、ヘルパーさん

のミーティングでありますとか控室になりますので、当初この図面がまだ一番最初の図面でございます、そういう形でも町の方でも考えております。今現在は検討しておりますのは、1階の事務室がございます、その並びの中で対応出来ないかという形で現在、設計士とも話をしているところでございます。

里川委員　　そうですね、その中での動線っていうのは、ちょっとよくよく考えて、設計をして頂きたいという風に思います。それとね、この2階の間取りを見てましたらね、会議室1、2、3、4、研修室はさっき録音とかね、録音できる、音楽療法できる、そういう関係の部屋にとは言うてくれてはりましたけども、会議室、大会議室とこれだけの、何かこれ見てたらあんまり2階に何の工夫もないような気がして仕方ないんですよ。大会議室を設けて、それで会議室をこれだけ設けるとあかんのかどうか、という問題なんです、一体この大会議室はどのように使おう、会議室1、2、3、4とかあってぶち抜いたら大会議室になるわけですよ。大会議室はそんなしょっちゅう使うものなのか、こうやって大会議室として絶対確保しとかんなあかんのか、その辺の意味合いが私ちょっとよく分からないんです。これまででも既にある公民館であるとか各施設の利用状況も含めてね、特に福祉関係者がこれ位やっぱり利用が必要なんだと、大会議室も使う頻度が高いんだというようなことであればいいんですけど、あまりに設計としてはね、工夫のない、2階行ってこんな殺風景なこんなもんなんかなという気がちょっとしたんですけど、その辺についての考え方だけ教えといていただきたいと思います。

福祉課長　　まず2階の大会議室の考え方でございます。これにつきましては保健センター事業または社会福祉協議会が入っておりますので、その会議等にも使用出来ますし、また各利用される団体さんの大きな集会または大会等にも利用できるという形で考えております。また、その向かいの会議室1、2、3、4につきましては、大きくもなりますし小さくもなるという形で考えておりますが、これにつきましては、現在ボランティア

支援の団体さん、または民生児童委員さん、そういうボランティアさんの団体の方で活動の拠点が欲しいという風な要望もございます。その要望の中で会議室を細かく使える状況にもしまして、そういうボランティアさんが集まって少しミーティングしていただける部屋とか、または民生児童委員さんが集まってミーティングする部屋という形で色々協力される方の部屋でも使えるし、また障害者でありますとか老人の方であります、そういう団体さんの方にも小さな会合等がございましたら、そういう場所にも使っていただけるという形で、この1、2、3、4につきましては、利用される方のそれぞれの工夫によりまして、色々形で大きくしたり小さくしたりという形でも使っていただけるという風に考えております。普段はそういう形でその場で色々活動についての話をさせていただいて、そういう形でも考えております。以上でございます。

里川委員　　そうするとまたちょっと分かりにくくなったんですけど、そうやって特定の団体の方たちが使われる部屋としては、だけれどもこういう風に取り外しをして大きさを色々変えられるという事は、この部屋はボランティアさんの部屋ですと、特定に決めるわけではない。じゃあ、ロッカー類なんかも一切置かないという考え方で、この2階の会議室というのは設けるんやという考え方でよろしんですね。

福祉課長　　今申されましたように、2階の会議室はどなたでも使えるという形の状況を整えておくという意味で、ロッカー等は設けないという形で考えております。

里川委員　　それと、最後に以前から私ずっと申し上げてきました温水プールの件なんですけど、私温水プール言うたら教育長出てきて答弁しはりますんで、これからちょっと言い方変えますけど、リハビリプール、リハビリプールについての考え方をちょっと聞かせといていただきたいと思っております。

福祉課長

リハビリプールという形でのご質問でございます。これにつきまして、一般質問等でも色々ご質問いただいておりますが、今の町の考え方としましては介護予防等、また機能訓練につきましてはこの施設の中でも十分そういう訓練をしていただける、また外部にも散策路を設けて歩いて歩くことによって自然にそういうリハビリが出来る、または機能訓練ができるというような状況の施設も考えております。また、今申されましたリハビリ等につきましては、民間のプール等もございますので、町の方ではそういう形では今現在はその事は考えずに、そういう形で介護予防または機能訓練の方を、この施設の中でも十分行えるようにという形で今考えているところでございます。

里川委員

以前にね、私申し上げた時には今後やっぱり長いスパンで見た時にその施設は必要になってくるかも知れない、そういう事も考えて用地については大きめに確保した上で、団塊の世代の方たちが少し高齢になってこられた時になお、予防とかいう意味で活用できるような施設ではないか、というご提言もしながらしてきた関係上、今の課長の答弁やったら今のところ考えてないという風に切られると、私としてはちょっと納得がいかないと言わざるを得ないんですよ。歩いて行けるといのは、課長自身が膝も痛ないし腰も痛ないからそう思いはんのか分かりませんが、ちょっと年いってきて太ってる方、腰痛い、足痛い人、歩くのいらんわけですわ。でも痩せたい、痩せんとしんどい、だけど歩いたら痛いから歩きたくない。だからそういう場面でやっぱり今の日本人の食生活とかいろんな関係、それから運動していただく、そしてそういう健康の予防をしていく、そんな中ではこのリハビリプールっていうのは非常に重要な施設だと、脳血管性の病気なんかの後のリハビリ、リハビリが病気によっては60日とか180日でリハビリが切られるようになりましたね、医療制度が変わって、こんな無茶苦茶な事を医療制度でやられてるわけですよ。そんな中であっていかに斑鳩町の町民さんの健康を保ってもらおうかと言ったら、私はますます重要だと思っているのに、以前より悪い答弁になってるといところがちょっと悲しいんですけど

ど、そのこのところ辺についてももう一度お聞きしたいと思います。

助 役

よくこれまでは里川委員おっしゃっておられました温水プールの新設は、教育委員会の答えでは温水プールは考えてないという事で答弁をさせていただいていた経過がございます。今、機能回復プールとかりハビリプールとかいうようなものの設置を考えていないかという事でございますけれども、こういうようなプールにつきましては、非常によく考えて実施しなければならないと思っています。維持管理とか、メンテナンス関係が非常に大きく費用がかさむことになる。他の市町村に聞いた中では相当な金額の維持管理費が要するという事も聞いております。そういう事も十分考え、慎重に取り組む必要があります。今大きな敷地を確保して、今後、そこに実施するという事になっても、これはやっぱり十分考えて、皆様のご協力を得る中でこれから考えていくという事をしない事には、さあやった、さあ維持費が高くなった、そしたら止めたらいいいというところもあるように聞いておりますが、施工したかぎり中止をするということとは出来ないのです、十分検討しながら進めていきたい、今後の一つの課題として考えていきたいと思っています。

里川委員

助役さんからそのようにご答弁していただきましたので、特に斑鳩町の中には第二慈母苑さんもありまして、視覚障害の方もいらっしゃいます。目がお悪い方にとって最も最適なスポーツって言うのが水泳なんです。そういう観点からも水の中で歩いていただいたり、という事は非常に障害をもった方にとっても安全で安心してできる体力の維持管理の方法であるという事もありまして、例えば今後の考え方の中ではね、視察に行った下條村さんなんかもそうなんですけれども、隣町にも半日幾らで貸してるとかね、そういう手法もってはります。そしてお一人利用一回500円とかね、もちろんそれ相応の金額もおとりになってますし、団体に対しても何時間お貸しする、半日、何時間で幾らとかいうようなリハビリプールを貸しておられるとか、そうやって管理運営をする中で非常に低いランニングコストで運営をしているという、小さい村

でもそういう努力をされてる状況もございますのでね、今後団塊の世代の方たちが色々な病気になった後も回復を早める、またならないようにやっていくという中では、一つの大きな効果のある施設ではないかという観点は是非とも持っておいていただきたいという事を、お願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 浅井委員。

浅井委員 今、この資料を見せていただきまして、一応用地はこれで確保できて本決まりと思いますけども、建物は変更あるかと思いますが、用地の北東部、これ一部借地と聞いたんですけども、これはなぜ借地になったか、持ち主の方が借地やったら貸そという事になったんか、ちょっと教えてください。

助 役 これも先ほど私が申し上げましたように、町としてはこの部分も含めて計画用地として交渉に入って参りました。しかし、地権者がこの部分についてどうしても、買収に応じるという事はちょっと具合悪いというような事で、今までこられました。けども町としてはどうしても買収させて欲しいという事できたわけでございますけども、最終になってまだ平行線をたどってるという事でございます。地権者と色々と話をする中で、貸すのは別に問題ない、使ってくれて構わん、という事を言うておられますから、当然そういう活用をさせていただいて、将来的には、用地を確保する努力はしていこうと思っております。ただ、議会に用地取得についての提案をさせていただいておりますが、その部分については提案をしておりません。したがって、借地で当分使用したいと思っております

浅井委員 これは、この全体の用地の中で、この方がここ一部、こんだけ持っておられるだけですか。それと面積いくらですか。

助 役 この所有者はほとんど北側をお持ちになっています。

 (「大半持っておられますねな。」との声。)

助 役 はい。この一部は買収に応じられないという事もおっしゃる中で、町としては今も平行線をたどってるという事でございます。この所有者は買収面積のエリアの中で、用地の半分以上は持っておられます。

浅井委員 そうしたら、このとこで一部だけのけてほしいという事で所有者が言われたと。私もだいたい図面見たらどの方や分かりますけども、そうして残すと。どこでも施設、町が全部買えやんかと言うたらそうでもない。私も飯島町の時、助役さんと一緒にだいぶと行きましたけど、半分以上は借地やという事も聞きましたんで、今の財政の中、全部買い上げするのはそらしんどいやろと、長期にわたって借地料払わなんけども、そういうやり方もあんねんなと私も思っております。それで結構ですけども、今後地元の交渉の結果、私も聞きたいけども今日はおいときます、どうも、結構です。

委員長 木田委員。

木田委員 この図面だけでは分かりませんねんけど、隣の電電公社の中にシルバー人材センターありますわな、あそこと各種団体と一応協議したとかいう話出てますねけども、シルバー人材センターの方からですね、この施設の中にそういうシルバー関係の事務所というんですか、そういう風な要望はなかったんですかな。もう今のままでええという風にシルバーの方で考えておられたんか、あるいはまたどっかを、これからそれが出来たら保健センターは一応は分庁舎として使う、そしたら社協の方のあの建物自体は古なってきてますねけど、それをシルバーに使っていただくとか、どういう風な考え方してはんのか分かりませんねけども、とにかくシルバー人材センターの方からの家賃払って、あそこで元気にお年寄

りの人が働いてくれてはるといふ事は、斑鳩町にとってもやはり医療費の面においても貢献してはると思っていますんで、そういうところから何もこういう施設の中に入れて欲しいというような要望はなかったんですかな。

助 役 これはシルバー人材センターからこの総合福祉会館の建設に対して、我々もそこに加入をさせていただきたいというような要望、町長にも私にもございました。ただ、町としてやはりこの総合福祉会館について、会議とか色々な問題についてはシルバー人材センターがお使いになってもいいけども、作業的なものが出来たとするならば、やっぱり作業服を着てそこを通られるという事になったらいかがなものか、というような考えを持ったわけです。そういう事からシルバー人材センターには、例えば町が土地を提供して建物を建てて頂く等、色々な事も話をしました。シルバー人材センターにはワークプラザという助成制度があるんですね。それも利用したらどうかなという事も考えてまいりましたけども、なかなかそこらを考えた中では、果たしてシルバー人材センターがこの計画の中に、センターとしての位置付けというのは難しいのではないかな。ただ、この南側に仮に土地がスペースがあれば、そこにワークプラザの助成をもらわれてですね、建てる事については協力しましょうという話はしてます。今のところは会員さんもそれで理解していただいているのと違うかなと理解しています。

木田委員 私はね、思うにはですな、厚生年金いかるが荘はもう廃苑になりましたやろ、だからそういうところをやっぱり国の方に働きかけていただいですよ、安く分けてもらえるのであったらでんな、そういうところをご紹介するという風な形をとっていただいたら、あの施設はまだ何も、それ程手入れんでも使えると思いますんでね。そういう方面にも力を入れていただきたい。あのままあそこでそのままほったらかしになってたら、あの施設自体ももったいないなという、

(「工事始まっています。買い取りはってん。」との声)

木田委員 それは残念やな、もうちょっと早く何やったら、国が払い下げどんどんやってるからね、何かこう、してほしいなど。それはかなり安い何やと思うからね。

委員長 他にございませんか。 浅井委員。

浅井委員 ここに喫茶コーナーってございますわな。ここは一般公募で喫茶店経営、どないされるんですか、ちょっと聞かせてください。

助 役 今現在そこまでは考えておりません。

浅井委員 喫茶コーナーできますねな。

助 役 喫茶コーナーをここに、図面に書いてるように、コーナーは出来ます。先ほども木田委員さんからお尋ねございましたように、全てが喫茶コーナーというのではなしに、そこで交流コミュニティの場とか色々、待合所に使ってもらおうと考えております。喫茶店を経営される方には、まだ決まっております。どうするかという方法もまだ、町としては考えておりません。

浅井委員 以前、おかしな事やけど、いかるがホールの中で喫茶店コーナー出来んの違うかという事言うたら、いや、やりませんって言うた、出来てますねん、私がだいぶ言うたんですわ。これかて一応喫茶コーナーって書いてますけども、出来んのか出来ないのか、また出来る場合、一般から募集されるのかどうか、ちょっと聞いたんですけど、決まってないなら結構です。

委員長 それでは、ちょっと私の方から一つだけ。

今、この会館については、委員の方からもですね、この春から要望書も出しましてですね、現在設計者の方に届いてるという事です。12月上旬に基本設計が出来てくるという事です、その時点でですね、今の芳村助役の話の中でも要望書はいつてるという事は、たぶんこの基本設計の中には考えていただいているんだろなという風に思われますが、確認ですけども、12月上旬の基本設計の中に要望書も、特に我々委員会、この間の視察もですね、見まして色々なところで感心するところもあり欠点も見て来ました。特にやはり足湯という事については、やっぱり全委員がやはりあっていいんじゃないかという、強い希望もあるようがございます。そういうものも含まれてるんだろなという風に思うんですが、という事は次の委員会でその辺の事も設計者の方から説明を受けるという事でよろしいんですか。

住民生活 一応、いろんなご利用いただく団体とか自治会の関係のご意見もお聞きをさせていただいております。そういうところから設計等に反映、助役の方からもありましたように設計に反映できるものについては反映をさせていただく考え方でございますけれども、それらにつきまして今度の委員会には設計者の方からじゃなしに、一応出来上がりましたならば、私どもの方からご説明をさせていただく事になろうかと思っております。

委員長 分かりました。お願いします。中川議長。

議 長 すいません、喫煙場所についてはどのように考えておられるか。福祉センターということやけど、やっぱり吸われる方もおられるやろし、介護に来て、介護される方がやっぱりストレス溜まる、会議来ても吸われな。また外へ出て道路で吸うて、またほかされる事故があるというような事もあるやろし、喫煙場所という事もきっちり考えて、スペースをとっていただきたいなという事を、ちょっとお聞きしたい。

住民生活 私の方からこういう事を申し上げるのは辛いんですが、この施設に入

部長

りますとこの計画をしております保健部門の関係から申し上げますと、この受け持つております担当部局といたしましては、タバコは吸わない、禁煙をしていこうという考え方でございます。ただ、申されますように、来館をされます方々の中で喫煙をされる方もあろうかと思えますけれども、その辺については今のところ全然頭になかったものですから、ちょっとその辺が抜けておるかも分からないんですが、設計者と色々協議をする中で、その辺がスペース的に喫煙場所として設けられるかどうかという事は、検討はする余地はあろうかと思えますけれども、出来れば禁煙をしていただいて、吸わないような状態でこの施設を利用できたらなという、私の考え方でございますので、その辺ちょっとご理解をいただけたらなと思えます。

中川議長

たぶんね、介護について来られる、介護される方の中でもね、ちょっと時間があつたらホッとしたい時もあるやろし、そういう時にストレスが溜まってもう行くの嫌やと思う人もいるか分からんし、また道端で吸われるのもどうかと思うんで、そこらちょっと検討しておいていただきたいという事をお願いしておきます。

委員長

検討してください。

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に、12月定例議会提出予定議案について、予め説明を受けることといたします。

まず(1)斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

既に委員の皆さまもご承知のように、現在の本町の国民健康保険の財政は、非常に厳しい状況でございます。本町では平成8年度より税率を据置いておりまして、保険給付による支出に対しまして、国民健康保険税の収入額ではそれを埋めることが出来ない、構造的な財政赤字という状況に至っております。そこで、国民健康保険運営協議会におきましても種々ご検討をいただいております。先般の本委員会でもご報告をさせていただいております通りであります。この度この国民健康保険運営協議会が取りまとめをさせていただきまして、税率改正について答申を出していただきましたので、これに基づきまして、この度の国民健康保険税条例の改正をお願いするものであります。これにつきましては、資料1としまして4点ございます。

まず資料1-2をご覧くださいと思います。これは、町長に対しまして国民健康保険運営協議会会長から出されました答申の写しでございます。その中で国民健康保険税按分率（税率）の改定について（答申）という事でいただいております。その下半分でございますような税率が妥当であるという事での答申をいただいたものであります。その税率でありますけれども、まず（国民健康保険の被保険者に係る）となっておりますのは、一般的に言います医療分の事でございます。その医療分にかかります所得割額については、100分の5.8、資産割額については100分の35.0、被保険者均等割額は26,000円、世帯別平等割額は29,800円、次に（介護納付金課税被保険者に係る）という事で一般的に言う介護分でございますが、これについては所得割額100分の1.0、資産割額100分の5.5、被保険者均等割額5,400円、世帯別平等割額4,500円、という事で実施時期は平成19年4月1日という事でございます。なお、これにつきましては2枚目でございます（付帯意見）が付けられておりまして、運営協議会よりこの付帯意見については検討し、国民健康保険事業の運営の安定に努力されるよう、添えられております。その付帯意見でございます。

(付帯意見朗読)

健康推進
課長

以上でございます。ただ、一番上の国保税徴収の部分に際しまして、納税者の負担の公平性を確保するため法令で定める措置を適切に履行するよう、という部分の法令で定める措置につきまして、運協の会議の中ではいわゆる収入があるにもかかわらず、保険税を滞納するようないわゆる悪質な滞納者については、被保険者資格証の発行について検討していくべきではないか、という意味での付帯意見という事でございます。これを受ける形で、今回国民健康保険税条例の一部改正という事でございます。

それでは、資料1-1をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。この新旧対照表ですが、まず第3条から第5条の2までは医療分について規定をしております。まず第3条です。右側、旧の下線部、現行100分の5.0となっておりますが、これはいわゆる所得割額の割合でございます。所得に対して100分の5を乗じて税額を算定するという割合です。その割合を左側下線部、100分の5.8に改正するものでございます。第4条が抜けておりますが、ここは資産割額を規定しているところですが、資産割額の割合100分の35については、今回変更がありません。第5条ですが、ここは被保険者均等割額、いわゆる被保険者一人当たり負担していただく定額の金額でございますが、右側の下線部、現行22,800円を26,000円に改正するという事でございます。また第5条の2、世帯別平等割額は、被保険者の一世帯に対して定額で負担いただく分ではありますが、右側の下線部、現行28,800円を左側下線部29,800円に改正をするという事でございます。

次に第6条から第7条の3までは介護分に規定している分です。同じような見方をします。第6条につきましては、所得割額の割合でございます。右側の下線部、100分の0.8を左側下線部100分の1.0に改正いたします。第7条は資産割額の割合で、右側の下線部、10

0分の3.5を左側下線部100分の5.5に改正をいたします。1枚めくっていただきまして、第7条の2につきましては、被保険者均等割額、右側下線部、現行4,800円を左側下線部5,400円に改正。また第7条の3は世帯別平等割額で、右側の下線部、現行4,200円を左側下線部4,500円と改正をするものでございます。次に第11条でございますが、これは減額の規定したものでございます。所得がないとか所得が少ないという事で一定の所得基準によりまして、国民健康保険税の場合には、均等割額と平等割額については7割を減額する、あるいは5割、2割を減額するという制度を設けておりまして、条例の中では割合を規定しているものではなく、実際に減額する金額を規定しているところでございます。そこで、第11条の第1号であります、これは7割の減額の場合を規定している分でございます。このうちア、イが医療分、ウ、エが介護分でございます。まずアについては、医療分の均等割額の実際に減額する額、これを現行15,960円を18,200円に改正するものであります。また医療分の平等割額を現行20,160円を20,860円に改正するものであります。介護分の均等割額、現行3,360円を3,780円に、またエの介護分の平等割額、現行2,940円を3,150円に改正するものであります。

以下、第2号と第3号につきましては、それぞれ5割減額の場合、2割減額の場合の減額の金額について規定をさせていただきまして、所要の改正をお願いするものでございます。

国民健康保険税の今回の改正と言いますか、設定についての考え方についてでございますが、先般の本委員会でもご説明したと思っております、国保の単年度収支では、国保税を完全に徴収したとしましても、収入不足となっている構造的な赤字となっております。そこで、これから3年間を一つのスパンとして、単年度の給付をその年度の公費と国保税で補うように考えた場合、ご承知かと思っておりますがこの3年間の間には大きな医療制度改革がございますので、これについては現在持っております情報を基に推計をいたしたところではございますが、3年間で単年度の収支の赤字をなくそうという事になれば、医療分で賦課総額ですけれども

29%、介護分では140%の引き上げが必要であると推計をいたしたところでございます。しかしながら、このような大幅な引上げにつきましては、被保険者の急激な負担増を招くこと、ひいては逆に収納率の低下を招くのではないかといった、運営協議会でのご意見も色々ただく中で、最終的には賦課総額で医療分で12%、介護分で20%程度の引き上げが望ましいという見解をいただき、この度の答申をいただいたという事でございます。従いまして今回の税率改正によって、単年度の赤字がなくなるということではなく、積み上げていく赤字額を增高させないということを想定したものであるということをご理解をいただきたいという風に思います。

次に資料1-3についてご説明をいたします。これは税率改正の検討表という事になっておりますが、現行の場合と改正案の場合、いわゆる財政の状況がどうなるかという事を比較したものでありますが、ちょっと数字ばかりで見にくいので申し訳ございませんが、ポイントを選んでご説明させていただきますと、まず現行制度をこのまま続ければどうなるかという事で、実は段の3段目、単年度での収支見込(収納率92%)と書いた部分でございます。ここで平成19年度について、マイナス1億8,271万9千円というのが書かれてありますけれども、これは現行の税率をそのまま続いて、平成19年度の国保の運営をしていけば、単年度で1億8千万円強の赤字が発生するのではないかと、推計をしたところでございます。これが改正案の税率を適用しますと、その赤字がマイナス1億813万5千円という事でございます。当然、これでも1億円の赤字か、という事になるかとは思いますが、ここでおよそ7,400万円の、税率改正をする事によって、7,400万円の赤字を増やす事を縮減する事が出来るというような推計をしているところでございます。これは、収納率92%を想定した場合でありまして、一番下段ですが、単年度での収支見込(収納率100%)といった場合ですが、この場合であれば、平成19年度現行の税率のままでいけば、1億3,600万円強の赤字が出るところが、改正案では5,500万円強の赤字で済むと言いますか、赤字になるというような推計をしまして、

やはりここでもおよそ8千万円程度の赤字を縮減する事が可能になるという事でございます。先ほども申し上げましたように、この税率改正は単年度の赤字を完全になくすという事ではありませんで、積上げていく赤字を増高させないという事を想定されているものでございます。

続きまして資料1-4についてご説明をさせていただきます。これは斑鳩町と近隣6町の国民健康保険税の税率の比較表でございます。今回の改正が他の広域7町の中でどういう風なレベルのものであるかという事を、ご覧いただければ、比較していただければお分かりいただけるかと思えます。上半分が医療分、下半分が介護分でございます。各税率につきましては、一番左に今回の改正案、以降、右側に平成18年4月現在、いわゆる今年度の、今年度の斑鳩町を含めた7町のそれぞれ、所得、資産、均等、平等のそれぞれの税率を比較させた表でございます。今回のこの税率を適用した場合、実際、税額としてどれだけになるかという事ですが、もちろんこういう4つの計算式を用いて合計の保険料を出しますので、その世帯の構成でありますとか、所得、資産を持っているかどうかによって、人それぞれ変わってくるわけでありましてけれども、モデル的にその3つを例示をさせていただきました。その一つが2人世帯で合計所得が300万円、固定資産が5万3千円持っておられる場合。あるいは2人世帯で所得が150万円、固定資産が5万3千円持っておられる場合、そして最後一番下の方は1人世帯で年金所得がなし、固定資産も持っていないという方の場合、今回の税率を用いますと、表のとおり金額となります。その他現行、その他6町の税率で持つとそのような金額になるという事で、比較をさせてもらった分でありまして。簡単に一つだけをとってご説明させていただきますと、一番下段の1人世帯、年金所得0、固定資産が0という例はどういう方を想定しているかと言いますと、例えば国民年金しか収入がないという方でありまして。国民年金しか収入がないという方は年金所得控除をしますと、所得としたら0になってしまいます。従いまして所得0、固定資産がない、例えば借家であるとかそういう方、ご自身には固定資産がないという場合です。この方の場合には所得がありませんので、先ほど条例改正の1

1条のところでも申し上げましたように7割の軽減がききます。その結果としまして均等割、今回で言いますと7,800円、平等割8,940円、これは年額です、年額となりまして合計金額につきましては100円未満を切り捨てますので、結果として16,700円という事でございます。現行で言いますと本町はその一つ右隣の現行であれば15,400円が16,700円、年間でその金額に引き上がるという事があります。同じような形でちょっと3つほど世帯の人数や所得の違いでそういう金額の計算を、例示させていただきました。下段につきましては同じように介護分でございます。

今回の国保税の改正につきましては、実は平成20年度の後期高齢者医療制度の、これは後での議題の中にもあるんですけども、後期高齢者医療制度の創設というのが平成20年度にございます。現在、国保税の構成が今ご説明してますように医療分と介護分の2つを組み合わせで1つの国保税というものを算定しておりますけれども、後期高齢者医療制度が出来ますと、その制度に対する支援分を国保から支出しなければならない、現在の介護保険に支出してるような同じような形で支出しなければならない、その代わりに今、現行で負担している老人保健拠出金がなくなると事になります。ただ、国保税の構成としましては、現在の医療分と介護分に合わせて支援分というものが新たにつくらなければならないという事が想定されておりますので、いずれ、平成20年度に対応した税率の改正というのは、改めて、賦課総額を変えないとしても、行わなければならないという事で、実質上は今回の税率は平成19年度に適用するものであると、20年度税率については、改めて設定をし直さなければならないという事については、予めご了解をいただきたいと思っております。今回の税率改正については、少なからず被保険者の方には今現在よりもご負担をおかけするのは間違いございませんが、運営協議会の付帯意見にもございましたように、短期・定期的な財政状況を見直しによりまして、適正な算定については、現段階では3年を目途に見直して参りたいという風に考えております。また、徴収率の引き上げ、あるいは医療費の適正化についてもこれまで以上に努力し

ていかなければならないという風にご意見をいただいて、心を引き締めなければならぬと感じているところでございます。

以上で、今回の国民健康保険税率の改定についてご説明をさせていただきました。12月議会に条例改正案を上程させていただく予定ですので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終了しましたが、質問に入る前に10時45分まで休憩といたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質問をお受けいたします。

里川委員 この運協の方の答申の中にも付帯意見がございましたが、この付帯意見の4つ目に書かれている問題です。私もこの点について、かなり累積の赤字があることから、この点についてちょっと考え方を持たんとあかんの違うかなという事を考えてたんですけどね、この付帯意見をいただいている町としましては、私自身は一般会計の財ちょうあたりから幾らかでも、補てんをせんといかんのかなというような考え方も少し持ってたんですけども、町はどのようにお考えになっているのか、その点についてお聞かせいただきたいなという風に思います。

住民生活 部長 この付帯意見の中で4番目の中で意見をいただいている関係でござい
ますけれども、一応課長の方からも説明を申し上げましたように、資料1-3でありますように、今回の税率を改正をさせていただいたとしても、平成19年度では100%収納があったとしても5,600万円弱の赤字が生じてくるというような状況でござい
ます。それとまた、20年度、21年度におきましてもその表にありますように4千万強、また

9, 600万円弱の20年度、21年度で赤字が生じてくるという事で推測をさせていただいております。こういう状況が続く事も考えて、以降についてその辺の事につきまして色々と財政担当とも話をしていく中で、我々としては投入を財政当局とも協議をしていかなければならないのではないかな。19年度におきましてそういう形、20年度で今おっしゃってもらってるような、付帯意見にありますように他の財源の投入というような状況というのは、今現在は考えておらない、こういうような状況を鑑みて、財政当局とそういう一般会計からの投入方の協議をさせていただくというように考えております。この中で付帯意見の中にもありますように、一定のルールを踏まえる中でというご意見もいただいておりますので、そういう状況等も踏まえる中で、我々としては、担当といたしましては、財政担当ともそういう形で協議をさせてもらって、その投入が図れるかというものを協議をしていきたいなという考え方でございます。

里川委員 是非とも積極的に検討していただきたいという風に思います。国民健康保険っていうのは、自営業者や私たち、非常勤のこういう特別職で一定の収入をいただいている場合ですね、国民健康保険入っておりますが、その他では現役を退かれた方であったり、もう入る健康保険組合がないという方の最終的な受け皿となるべき国民健康保険という事で言えば、収入がないとか低いとかいう方もたくさんおられる状況にある保険であるという事を考えますとね、安易にこういう税制の色々な改定だけで運営がしていけるかどうかという事について、根本的に問題があるという風に私は考えるところなんですけれども、それと斑鳩町でも所得がやっぱり800万、900万、1千万、それ以上というような層の方もいらっしゃる、そんな方でも国保に入っておられる、けれども国民健康保険税では介護分にしろ、医療分にしろ頭打ちの金額がございまして、この今、改定が行われたら頭打ちの部分は変わらない、けれども値上りするという事になると、やはり高額所得者には影響がなくて、少ない所得の方に大きく影響が出てくるという問題があるという事について

は、私は見逃す事が出来ないという風に考えてます。特に斑鳩町の構成を見ますと100万円以下、200万円以下という階層が非常にたくさんいらっしゃると思うんですね。この改正案で準備をしていただいた資料では、広域7町での比較とか色々こういう数字出てるんですけど、私は出来ましたらこういった100万円以下、200万円以下、こういった階層が多いと、こういう階層の方々がやっぱりどの程度値上りになるのかという事を、具体的に示された数字っていうのが欲しいなと。だから斑鳩町では今まで所得階層別の資料欲しいとか言うてもなかったんですよ、以前私そういう、担当課行ってそういう事言ったらなかったんですけど、今度ソフト入りましたよね、所得階層別というのは、国保、ソフト入ってるはずですので、所得階層別に数字のデータとろう思ったらとれるはずなんです。ですから、所得階層別に値上りの状況が分かるような資料っていうのを、私はやっぱり示していただいて、一つの判断をする材料という風にしたいと思いますので、次の委員会までにそういう資料を揃えていただきたいと思いますので、委員長の方からもお願いしてほしいと思います。

委員長 では、次の12月の委員会までに資料を整えていただきますように、お願いしておきます。よろしいですか。植村健康推進課長。

健康推進
課長 委員おっしゃいましたような、所得階層別の資料というのはお出しする事は出来ると思います。ただ、国保税はそれ以外の資産とか人数とかによっても変わってきますので、必ずしもその、例えば100万円以下の世帯がこうだという、言い切れるような内容にはならないかとは思いますが、出来る限りそういう所得階層別で今回の影響がどうなるか、というような内容を示せるような資料を、次回お出しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 よろしくお願いたします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(2)平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進課長 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。資料の2をご覧くださいと思います。

今回の補正は、人事異動に伴います職員給与等の関係でございます、人件費の関係でございます。上段、歳入ですが、繰入金、一般会計からの繰入金という事で、人事異動で減額をお願いする事になります。95万6千円の減額でございます。歳出の方です、下段の方ですが、総務費、一般管理費として111万8千円の減額、賦課徴収費の方は16万2千円の増額で、合計で95万6千円の減額をお願いしようというものでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、次に(3)平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。資料3をお手元の方に配布させていただいておりますので、それによってご説明させていただきますので、よろしく願いします。その内容につきましては、職員の人件費所要額の補正でご

ざいます。

まず歳入では繰入金、その他一般会計繰入金でございますが、その中で33万8千円の増額補正、また歳出につきましては、総務費の一般管理費におきまして、人件費所要額の33万8千円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、職員の扶養手当また通勤手当等の増がございましたので、それに伴います補正でございます。12月議会にはこの補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。質問ございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、(4) (仮称)総合福祉会館用地の取得について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長

福祉課長 (仮称)総合福祉会館建設用地の取得についてご説明いたします。資料4によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

先程の継続審査の説明の中でも申し上げておりますが、用地買収につきましては、南側の用地、図面ではピンク色と申しますか赤い色になっております。この部分を除きましてその北側、黄色い部分につきましては、今年度中に用地の交渉を行うこととしております。このため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程によりまして、12月議会におきまして用地取得についての議案を上程させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

所在地につきましては、2枚目に資料等を添付させていただいております。地籍につきましては、合計6,762平方メートルでございます。

取得価格につきましては2億131万8,300円でございます。契約の相手方でございますが、そこにありますように地権者7名、7筆という形になっておりますので、よろしく願いいたします。また、先ほどこの図面の中で北東部、白で色塗りしておらない部分が、借地として今現在考えている部分でございます。この部分につきましても、今後、購入する方向で話を進めながら続けて参りたいと考えておりますので、重ねましてよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりました。質問ございませんか。 木田委員。

木田委員 ちょっとね、この番地とこの図面との何、どこがどの番地のやつか、ちょっと分かるように教えていただきたい。これ一応、ちょこちょこつと田んぼの形うってますわな。それと284-1、285-1とか書いてるの、どれがどれ、というの。左の方から言って。

福祉課長 黄色い部分、北側の部分の左側、まず西側の部分ですね、その部分は290-1です。その東側へ移ります。この図面では一筆のような形になっておりますが、これは実質には二筆に分かれておまして、西側が289、その東側が288と、一筆の形になっておりますが現実には二筆に分かれておる地形でございます。その東隣へ移ります。その番地につきましては287番地でございます。その東隣、現在借地を考えている部分の地番につきましては、286-1でございます。その下ですね、細長いところでございますが、これが285-1でございます。そのまた下が284-1でございます。地番は以上です。

木田委員 結構です。

委員長 他にございませんか。 浅井委員。

浅井委員 これ、建物等移転、補償言うてあるところは、298の上ですか、建物

の移転というのは。これが移転するわけですね。はい。分かりました、結構です。

福祉課長 建物の移転等につきましては、地番で言いますと287番地でございます。その北側、道路に面した部分に農作業の小屋等がございます。その小屋の部分でございます。

浅井委員 結構です。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 次に、(5)奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進課長 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてご説明申し上げます。高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、平成20年度から施行されます、後期高齢者医療を運営する広域連合を設置するため、その規約を設けるものであります。後期高齢者医療は原則として75歳以上の高齢者が加入する新たな医療制度でありまして、これを都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設けて、実施する事としております。これにつきましては、9月から設立準備委員会を設置し、協議をして参ったところでございます。この度、広域連合の規約案が準備委員会です承をされましたことを受けまして、12月の議会で議会の議決をお願いするという事で、今回規約の説明をさせていただくものでございます。地方自治法の規定に基づきまして、広域連合の規約を策定したものでございますが、資料5でございます。ここに書かれております主な内容は、広域連合の名称でありますとか、組織をする地方公共団体あるいは広域連合の区域、処理をする事務、広域連合が作成する広域計画

の項目、事務所の位置、議会の組織や議員の選挙の方法、広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織、さらには広域連合の経費の支弁、これらについて地方自治法で規約の中で定める事とされておりまして、それに基づいて作成された規約案でございます。主なところをご説明をさせていただきたいと思っております。第7条でございます。第7条は広域連合の議会の組織、第7条から第10条にわたりまして、議会について規定をしているところでございます。まず、第7条につきましては、広域連合の議会議員の定数は20人とすること、広域連合議員は、関係市町村の議員及び長から選ばれること、議員数の内訳は、2枚目でございます、第3項です。市議会議員が6人、町議会議員または村議会議員が4人、市長が6人、町長または村長が4人、合計で定数の20人でございます。第8条につきましては、広域連合の議員の選挙の方法について規定をしているところであります。第1項につきましては、広域連合議員の候補者となり得る要件が規定をされております。そのうち、第1号、第2号につきましては市議会議員、町村議会議員の場合でありまして、それぞれ市議会議長会、町村議会議長会が推薦した方、団体推薦ですが、そういう団体から推薦された方、又は市議会議員あるいは町議会議員の定数の12分の1以上の推薦を受けた方、いわゆる個人立候補です、その方が候補者となり得るという事になっております。同様に市長、町村長の場合もそれぞれ市長会、町村会が推薦した方、又は市長あるいは町村長の10分の1以上の推薦を得た方が議員の候補者となるという事でございます。第2項以下につきましては選挙の方法について規定をされております。第9条でございます。第9条は広域連合議員の任期について定めておりまして、関係市町村の議員又は長としての任期を充てるという事にしております。第10条については、議長、副議長についての規定でございます。更に第11条以降につきましては、執行機関について規定をしております。その中で、第11条の第1項でございます。広域連合に広域連合長及び副広域連合長2人を置くとなっております。また第2項で広域連合に会計管理者を置くということを定めているところであります。この広域連合長の選任の方法につきましては、まず

広域連合長につきましては、関係市町村の選挙によって選ぶという事で、更に副広域連合長については、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て関係市町村の長のうちから選任するという風に定められているところでございます。以下、いわゆる補助職員、一般職員でございますが、補助職員あるいは選挙管理委員会、監査委員についての規定がされておまして、第17条でございます。広域連合の経費の支弁の方法という事で、関係市町村の負担金、事業収入、国及び県の支出金、その他によって賄うという事になっておりますが、このうち関係市町村の負担金につきましては、更に2ページめくっていただきたいと思っております。別表の第2（第17条関係）という事ではありますが、そのうちの、いわゆる事務なり人件費に関する経費負担につきましては、区分の中の1共通経費という部分に当たります。これにつきましては、奈良県下の全市町村で均等割で10%、高齢者の人口割で45%、人口割で45%の割合で互いに負担しあうという事を、この規約で定めているところでございます。

最後、附則につきましては、1ページ戻っていただきたいと思っておりますが、附則につきましては施行期日を書いております、第1項です。この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行するという事が原則とされております。第2項以下につきましては、経過措置を謳っているところであります。

この規約案につきましては、県内の39市町村すべての議会に同じ文面で上程される事となっており、議会の議決をいただくこととしております。本町におきましても、12月議会において議決をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりました。質問ございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(6)西和衛生試験センター組合規約の変

更について、（７）王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、（８）老人福祉施設三室園組合規約の変更については、地方自治法の一部改正等に伴い、一部事務組合の規約を変更するものであります。一括議題として順次説明を求めることにしたいと思っております。委員の皆さまにお尋ねいたします。そのように進めさせてもらってよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは一括議題として説明を受けることと致します。理事者の説明を求めます。 植嶋環境対策課長。

健康推進課長 それでは、西和衛生試験センター組合規約の一部を変更する規約(案)について、資料6でご説明を申し上げます。最後につけております要旨をご覧くださいと思います。今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布された事によりまして、西和衛生試験センター組合規約との条文の整理を図るため、所要の改正を行うものでございます。その改正内容といたしましては、
（１）収入役制度の見直しに伴う変更として、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことによる文言の整理を行うものでございます。次に（２）監査委員制度の見直しに伴う変更といたしまして、監査委員2名を置くこととなっておりますが、更に条例でその定数を増やす事ができることや、選任をする場合組合議員から選出する場合は、監査委員の数を1名とする規程を設けるものでございます。また、平成3年に地方自治法の改正により、知識経験から識見を有するものに改正いたしました。西和衛生試験センター組合が、知事への許可申請を怠っていたため、今回の規約の変更に合わせて修正をするものでございます。次に（３）吏員制度の廃止に伴う変更ですが、普通公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止するとされたことによりまして、その文言の整理を行うものでございます。最後に（４）、組合議会の議員を14

人から12人に改正するものでございます。これは広域7町で構成いたします一部事務組合のうち、西和衛生試験センター組合を除く3組合につきましては、地方自治法第287条第1項5号の主旨を踏まえまして、公選による選挙された者のみで組合議会を組織されることに伴いまして、議員定数を削減される事となったため、既に選挙されたもので組合議会を構成している西和衛生試験センター組合におきましても、他の組合を整合を図るために組合議員の定数を変更するものでございます。

以上、今回の改正に伴う主な改正点でございます。よろしく願いいたします。

委員長 植村健康推進課長。

健康推進課長 続きまして、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料7でございます。この規約改正につきましては、先ほどの西和衛生試験センター組合規約の変更とほぼ同様の内容でございます。

要点を申し上げます。

まず、組合議員の定数を14人から12人に変更するものであります。また、地方自治法の改正に伴うもので、収入役制度の廃止、監査委員の定数・選任に関する事項、あるいは吏員とその他職員の区別の廃止などに伴います、所要の改正を行うものでございます。

説明を終わらせていただきます。

委員長 西川福祉課長。

福祉課長 老人福祉施設三室園組合規約の変更について、続きましてご説明申し上げます。資料8でございます。要旨と新旧対照表によりましてご覧いただきましたら分かるかと思いますが、先ほどありましたように、地方自治法の一部改正または地方自治法の第287条第1項第5号の趣旨を踏まえまして、公選による選挙された者のみで組織するするという形

で、本規約の一部を変更するものでございます。新旧対照表で第5条から第8条までなっておりますが、第5条につきましては、今申しました、14人を12人とするというものでございます。後につきましては、収入役制度の見直し、または収入役に代わりまして会計管理者を置くという事、また吏員制度の廃止、または監査委員制度の見直しに伴う変更という形で、各条文を改正しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 理事者より（6）、（7）、（8）一括説明を受けました。何かご質問があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（9）町長専決処分について承認を求めることについて、（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）理事者の説明を求めます。 阪野住民課長。

住民課長 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

この件につきましては本年6月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、同法の施行期日を定める政令が、本年9月15日に交付、平成18年11月1日から施行されることとなり、去る9月22日、県から通達がございましたので施行期日の関係から、今回手数料条例の一部改正について専決処分をさせていただいたところでございます。今回の住民基本台帳法の一部改正は、住民基本台帳の閲覧に関係することが主なもので、今日まで住民基本台帳の閲覧については原則として、何人でも閲覧することが可能でありましたが、今回の改正により、法第11条として国または地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のため、そして法第11条の2第1項として法人等が一定の公益性が高い活動を行うために閲覧が必要である旨の申し出があり、かつ、

市町村長がその申し出を相当と認める場合に限定され、閲覧にかかる手続きがより厳格なものとして整備されたものであります。よって閲覧の根拠となる法令が改正されましたことにより、閲覧手数料は斑鳩町手数料条例で規定しているところから、手数料条例の一部改正を今回行うものであります。

それでは資料9という事でご説明申し上げます。まず最初のページでございます。

(資料朗読)

住民課長 一番最後のページをご覧いただきたいと思います。

(専決処分書朗読)

住民課長 改正の内容等の説明については、先ほどのとおりでございますので、中に新旧対照表並びに要旨を入れておりますので、ご覧いただければと思います。非常に簡単でございますけれども以上で終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりました。何か質問ございますか。

(な し)

委員長 以上、12月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会所管にかかるものについて、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、住民生活部所管にかかります補正予算の内容についてご説明申し上げます。資料10をご覧いただきたいと思います。まず、住民生活部に係ります人件費の補正につきまして、私の方から一括してご説明させていただきます。真ん中の段でございます、歳出総括表でございますが、その中で総務費、民生費、衛生費におきましてそれぞれ人事異動等によりまして、その所要額の減額がございます。それぞれ減額補正をさせていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

また次に、福祉課所管にかかりますものについて、ご説明させていただきます。

内容につきましては、広域入所が当初より増えたことによりまして、国庫、県費保育所運営費負担金の増、また広域入所委託料の増でございます。また児童手当費の支給額が当初見込みより少なかったことによりまして国庫、県費負担金の減額、またそれに伴いまして児童手当の給付費の減額でございますが、その補正をお願いするものでございます。

それぞれ歳入の総括表の中で、民生費国庫負担金では、保育所運営費負担金、それから児童手当負担金を合計しまして146万2千円の減額補正となっております。また県費につきましても、それぞれ補正がございまして合計20万円の減額補正となっております。

また歳出総括表の中でございますが、介護保険事業繰出費では、先ほど介護保険特別会計の中でもご説明しました33万8千円の増額、これは介護保険事業への支援という形で繰出費を増額補正でございます。また児童手当費、保育園費でそれぞれ、児童手当費の給付では335万5千円の減額、広域入所の充実では583万1千円の増額補正という事をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

植村健康推進課長。

健康推進

健康推進課所管にかかりますものをご説明いたします。

課長 歳出でございます。第3款民生費のうち、社会福祉総務費、国民健康保険事業への支援という事でございますが、先程ご説明しました国民健康保険事業特別会計の減額に伴う一般会計からの繰出金95万6,000円の減額でございます。また老人福祉費でございます。奈良県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会との連携とございますが、同委員会に對しましての斑鳩町の負担金として84万円を老人福祉費として増額お願いするというものでございます。

以上で、一般会計の補正予算についてのご説明とさせていただきます。

委員長 西川課長。

福祉課長 先ほど説明で少し漏れましたので、よろしくお願いたします。
総括表の一番下でございます。債務負担行為の補正でございます。先ほどの継続審査の中でも申し上げましたとおり、19年度での建設工事着工に向けまして進めて参りたい事から、建設工事の入札に必要な額につきまして、そこへ債務負担行為補正をお願いするものでございます。限度額につきましては14億3,500万円の債務負担行為をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりました。何か質問ございますか。

(な し)

委員長 次に、(2)審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 審議会等附属機関等の見直しに関する事についてご説明させていただきます。9月の委員会で中間のまとめという報告をさせていただきましたが、現在取りまとめ案ができました事でのご説明をさせていただきます。

きます。

審議会等附属機関の見直しに係る取りまとめにつきましては、議会運営委員会にお願いをすることとしておりまして、これから説明を申し上げますのは、議会運営委員会に「取りまとめ案」として提案させていただくもののうち、厚生常任委員会の所管に係りますものでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

資料 1 1 によりご説明いたします。

審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の中で、資料 1 1 - 1 でございます。「斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例の一部改正」、次のページでございます、資料 1 1 - 2 「斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例の一部改正」の二つがございます。この二つの条例の改正につきまして、改正につきましては同じ内容でございますので、最後のページの要旨によりましてご説明申し上げます。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱第 5 条第 5 号の規程によりまして、委員の選出基準から町議会議員を除くものであります。また、用語を統一するため「学識経験のある者」を「識見を有する者」に改めるものであります。

以上が、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。ご質問ございませんか。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 規則につきましても、「審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則」において一括改正を行うことになっております。

資料12によりましてご説明させていただきます。

まず福祉課所管にかかりますものでございます。資料12-1でございます。「斑鳩町老人憩いの家運営委員会規則の一部改正」でございます。最後のページの要旨によりましてご説明申し上げます。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条第5号の規程によりまして、委員の選出基準から町議会議員を除くものであります。また、用語を統一するため「学識経験」を「識見」に改めるものでございます。

以上が、福祉課所管にかかりますものでございます。

委員長 植嶋環境対策課長。

環境対策課長 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則についてでございますが、環境対策課の所管にかかります改正についてご説明申し上げます。資料12-2をご覧くださいと思います。2枚目でございますが、この要旨をもちましてご説明を申し上げます。

斑鳩町廃棄物減量等推進審議会運営規則の一部改正といたしまして、斑鳩町委員会等の設置及び運営に関する要綱第5条第5項の規定に基づきまして、審議会等附属機関の見直しに係る関係規則の整備に関する規則第3条から、町議会議員、町議会代表を除くものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。ご質問ございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(4)斑鳩町健康づくり推進協議会要綱の一部を改正する要綱について、報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 斑鳩町健康づくり推進協議会要綱の一部を改正する要綱についてで

課長

ございます。これにつきましては、審議会等附属機関等の見直しの伴いまして、健康づくり推進協議会の構成を変更するもので、先般の本委員会でもご報告をさせていただいたとおりでございます。

その内容ですが、当協議会が実質的かつ効果的に活動できるよう、委員数を現行の「15人」から「10人以内」とし、又多面的意見をちょうすするため、「各団体からの選出」を、「保健医療福祉の識見を有するもの」のうちから選任するという事への変更をするものです。先般の委員会でもご質問がありましたと思いますが、今後の当協議会のあり方につきましては、保健センターと協働で事業を展開していただける各種団体には、いわば実働的な部門として、積極的に事業に参画をいただく一方で、専門的な見地などから保健センターの事業の方向性を協議していただく、いわば企画部門として、同協議会の運営をしていきたいと考えているところでございます。実際には現委員の任期終了を待ちまして、新たに立ち上げることとなりますが、どのような構成が適当であるか、慎重に検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりました。質問ございませんか。 里川委員。

里川委員

今、これら色々整理していただくんですが、特報審の方の答申をいただいて、色々我々特別職の報酬だけではなく、これら審議会の皆さん方の報酬のあり方についても、ご協議を願ったという風に思うんですけども、そういう点からいきましてね、色々な附属機関について、報酬を支払うという一定の根拠を持ってきちっと整理をしていかなければならないと思うんですが、今ご説明のあった斑鳩町健康づくり推進協議会というのは、これ設置要綱という形になってるんですけども、これについては附属機関というところの中での整理っていうのは、今までどうなってたのかなと思うんですが、この辺の事についてちょっと、報酬を支払うのにやっぱり明らかな方がいいと思うんですけど、これの方向についてだけ確認しときたいと思うんです。

健康推進課長 地方自治法の規定などでは、諮問機関でありますとかそういう附属機関については条例で定めるというような内容があると思います。現在のこの健康づくり推進協議会の位置付けとしましては、多方面、各団体の皆さんの意見をお聞かせいただくという事で、いわば要綱という形で整理をさせていただいている部分でございます。従いましていわゆる諮問機関という位置付けではないという事でございます。ただ、これにつきましての報酬の関係ですが、協議会の委員につきましては、報酬を支払っているのではなく、報償費、謝金を支払わさせていただいているという事でございます。

里川委員 そしたら今、条例や規則で規定されている、例規集に載っている附属機関についての報酬の見直しも行われようとしているところなんですけど、報償費については、そしたらどういう風な、今までどうされてて、今後どうしようという風に考えておられるのか聞いておきたいと思います。

健康推進課長 この協議会の謝金につきましては、報酬の規定のその他委員に準ずるという形で支払をさせていただいております。

報酬の規定の中の、その他委員という部分がありまして、その金額に準じて報償費を支払う、額を報償に準ずるという形で決めさせてもらっています。

里川委員 条例には入れへんけど、謝礼金については条例の金額使っていると、そういうやり方やという事ですね。分かりました。

委員長 他にございませんね。

(な し)

委員長 次に、（５）自立支援法に基づく要綱等について、報告を求めます。
西川福祉課長。

福祉課長 自立支援法に基づく要綱等についてでございます。地域生活支援事業につきましては、市町村が実施して参ります事業であります。その内容につきましては、支援費制度から移動支援事業、日常生活用具交付事業、日中一時支援事業等が地域生活支援事業になっております。また、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業がコミュニケーション支援事業という形でなっております。また、今までの精神障害者地域生活支援センター業務が３障害を対象とした相談支援事業となっております。また、新たに地域生活活動センター事業が組み込まれるということになっております。この地域生活支援事業につきましては、障害者の方が従来どおりサービスが受けられるよう、各事業を実施して参りたいと現在考えております。また、要綱につきましては、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱という形で取りまとめを現在行っております。その中で町が実施します事業毎に内容等を記載した要綱を現在作成しております。また既存の要綱につきましてもこれに伴いまして整理をしていく作業を進めております。この要綱等の作成につきましては、県または郡内、他市町村の情報も入手しながら進めてまいったところでございますが、作成に時間がかかり、今現在まだその作業を続けておりますが、出来るだけ早急に要綱を作成し、利用者の方がサービスが受けられないようなことが無いようにして参りたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 報告が終わりました。ご質問ございませんか。里川委員。

里川委員 この要綱については、私はもう前々から制度が改正なった時点で10月1日から、こういう風に制度、事業やっっていかなあかんという事では、それに出来るだけ間に合わせてほしいという事でお願いしてきた経緯もあるんですけれども、本日11月17日の委員会にもまだ要綱が出て

きてないという状態については、やっぱり委員会として私はちょっと、その状況については苦言を呈しておかなければならないと考えております。10月1日からそういう地域生活支援事業について、町はどうするのかという町の施策の決定は10月1日までにはしておかなければならないし、11月1日からコミュニケーション事業とかね、色々それは無料で続けるとか、視覚障害者の件についても減免措置を設けるとか、いろんな考え方を整理してくれたわけですよ、町の方はね。だからその事についてはきちっと要綱に取りまとめをして、我々も、私たちも例規集を基にね、色々斑鳩町がやってる事業については、また住民参加ら尋ねられた時でも簡単な事でしたら私たちは例規集見ながらお答えするわけですけど、住民さんにもね、もちろん町へも聞いてくれとは言いますけれども、やはり住民さんに対してやるサービス、しかも支出、町の財政に影響ある、財政が関係してくる問題については、やっぱりこういう根拠というものをきちっとつくっておいてもらわなければならないという風に、基本的に私は考えてますのでね、遅れている事については、仕方がないんですが、早急にこの要綱については取りまとめをしていただいて、きちっとした根拠を持ってその事業の遂行をしていただきたいという事をお願いしときたいと思います。これは全ての事業において、そうだと思います。今はたまたまこの問題ですけれどもね、全ての事業についてそういう形で制度の開始時期を超えて、過ぎてから出来るとかつくとかではなくて、やっぱりその開始時期までに整理が出来るという体制は町としてはとっていただきたいという事、それはもう助役さんもいらっしゃいますので、それは別に今の問題だけでなく、全ての問題についてやっぱりそういう体制をしていただけるようお願いしときたいと思います。

住民生活
部長

以前からもご指摘がありまして、まだ作成に至っていないという事で本当に申し訳ございません。今現在、決裁をもらえるような段階までできておりますので、色々な手続き上の事もありますねけども、それが出来上がりましたならば、正副委員長とご相談をさせていただく中で、近々

にご配布をさせていただくという事で、お願いをしておきたいと思うんですけれども、出来上がりましたらまたご相談をさせていただいて、早急にお配りをさせていただくような事でご相談を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 早い時期の資料を出していただけるようお願いしておきます。
次に、理事者側から報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑等があればお受けいたします。 木田委員。

木田委員 社会福祉協議会の会員制度って言うんですかな、一応17年度からですか、開始されておりますねけど、今現在どのような状況になっているのか教えていただきたいのと、それと、社協の建物が19年度で総合福祉会館の方に、完成したら20年度から入るという事になれば、その跡地利用って言うんですかな、建物と用地共にどういう風に今後利用しようという風に考えておられるのか、その二点をちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長 まず一点目の社会福祉協議会におきまして、会員制度の現在の状況でございます。申し訳ございません、現在その状況等把握しております資料を持ち合わせておりません。後ほど委員さんに報告させていただきたいと思います。

委員長 芳村助役。

助 役 二点目の現在の社会福祉協議会の庁舎の跡地利用なんですが、町が今現時点では文化財関係の資料等を含めた形の利用を考えております。

木田委員 そしたら、法務局の跡地、あこは展示室みたいなんと研究というのか、そういう風な形だけで利用されるだけで、こっちがいろんな町内からの遺出物っていうのか出てきたやつを保管、そしてまたそれを調べるというような施設として活用しようという風に思っはんの。

そうですか。はい。

委員長 その他、他にございませんか。 里川委員。

里川委員 先ほどもちょっと出ておりましたが、厚生年金荘なんですが、地域の追手付近の住民の皆さんの所へ事業者さんがお回りになったという事で、住民さんの方から問い合わせ、私の方にございまして、11月6日から取り壊しという事で、見に行きましたら高い防音壁、壁ではないですね、ビニール、今時あんなビニールなんですね、防音って印刷された高いビニールが囲ってあったというのは私自身も見てるわけなんですが、その情報をいただいた時点ですぐに環境対策課の方に、前回、町内で取り壊しがあった時に、その地元の住民さんからアスベストに関して心配があるというようなお問い合わせがあったというような状況もあった事から、さらに大きな施設が、古い大きな施設が壊されようとしている中で、やっぱり担当課としてはそれは見過ごすわけにはいかないだろうという事で、私はすぐに担当課の方にちゃんと、どのような届出になって、今後の工事の経過について、どういう風に町としてはしていくんか、という事で、申し入れの方だけはさせていただいてたんですけども、その後ですね、担当課の方でどういう対応をさせていただいたのかという事をお聞きしておきたいと思います。

環境対策課長 10月末に委員より情報提供を受けまして、直ちに建設リサイクル法の届出先でございます郡山土木事務所に解体の事実等につきまして問

合せを行っております。その結果でございますが、10月26日付けで建設リサイクル法に基づく届出がござっております。その届出内容でございますが、工期が11月6日から5ヶ月間でございます。そしてアスベストの使用につきましては、廃棄汚染防止法の届出が不要なスレート板のみ使用と聞かせていただいております。しかし、建設された年代が昭和40年初期という事でございますので、あるいはボイラーなどに使用されているのではないかと、という事から郡山土木事務所、郡山保健所と共にご相談を申し上げまして、解体工事初期に立入調査を実施する事とし、解体工事2日目の11月7日に建設リサイクル法に基づきまして、届出状況の確認という事で郡山土木事務所と郡山保健所、そして役所、合同で調査を行っております。その結果でございますが、宿泊棟、それから老人ホーム、ボイラー室、浴室、機械室、全て確認いたしましたところ、吹き付けられたアスベストは確認できませんでした。使われてなかったという事でございます。それから一般的にこのRC構造の場合、耐火や耐熱にアスベストは使用されていないと言われておりますが、当該施設もRC構造であったことから、アスベストは使用していないものという風に考えています。また解体工事は年内に宿泊棟の解体を完了させ、年明け以降、老人ホームの方の解体を行うという風に聞いております。これにつきましては、なお、郡山土木事務所が大規模な今回の解体事業でございますので、今後も何度か立入調査を計画されております。立入調査につきましては、町も同行したいという風に考えております、そして確認していきたいと考えております。

里川委員

私も斑鳩町は早い時期に環境保全条例なども設置をしてもらってるわけなんですけれども、立入検査という要綱の中に、その上のところですね、アスベストとかこういう問題については、その当時は触れられてなかったと思うんです。けれども、今の当世ですね、非常に問題となっているものもござります。それと、保全条例の中に関わる問題点もあると思いますので、近隣の住民さんから色々、不安とか不満とかそういうものが出ないように、町としてはそういう立入調査の時にも同行して、

事業の把握をしていただき、色々な問合せとなったら町に来ますのでね、町の方も理解をして進めていっていただくようお願いをしたいと思います。

それともう二点あるんですが、あと一つにつきましては、高齢者の肺炎ワクチンですが、私たち厚生常任委員会が今回視察に行きました下條村では、高齢者の方に肺炎のワクチンを実施しているんだと、一生涯に一回でいいというこのワクチン、高価なもので、一人8,500円だけれども、下條さんでは村の方で3,000円でしたかね、補助金を出して実施をしていただいているというような事がありました。その後、保健センターからもこの視察にはついて行っていただきましたので、この肺炎ワクチンについて、どの程度の効果が見込めるのか、どのような状況になってるか、下條さんも保健所と相談してこれを実施したとおっしゃってましたので、私は担当課と保健センターの方へそういう要望しておいたわけなんです。それについては、今どのような見解をお持ちでしょうか。

健康推進
課長

視察に行きました職員からも下條村で肺炎ワクチンを助成されているという報告はいただいております。奈良県下では現在、肺炎ワクチンに対する助成を行っているというところがありませんでしたもので、私自身もちょっと初めて聞くという事で、報告があってから勉強させていただいたところです。この肺炎ワクチンと言うのは、厳密には肺炎球菌というウイルスに対するワクチンでありますけれども、調べましたところでは、肺炎を引き起こすウイルスには例えばインフルエンザであるとか緑膿菌であるとか、様々なものがあって、そのうちの肺炎球菌が一部であるという事で、ただ、実際には肺炎そのものが法定伝染病ではありませんので、特に保健所に届けなければならないという事はありません。肺炎を患わはった方のうち、肺炎球菌が原因であるというような方の統計というのが、奈良県の保健所とか、そういうところに聞かしてもございませでした。従いまして、その肺炎球菌ワクチンをうつ事

で、肺炎球菌を潰すという事で肺炎を患わなくて済むという方の効果がどれだけあるのかという事が、実証的にまだ示されるデータがほとんどないというような状況です。私どもの担当者が下條村の担当者の方に聞きましたところ、実施してまだ3年という事がありまして、そのワクチン接種の助成が実際にその肺炎での死亡の減少につながってるかどうか、その効果についてはまだよく分からないという返事もいただいているところでございます。また、肺炎球菌には80種類以上の型があるらしくて、今開発されているワクチンはそのうちの23種類に対応するという事でありますので必ずしも肺炎球菌全部に対応できるワクチンではないという事もあるそうです。このあたり、国の方の考え方なんですけれども、厚生労働省の方で予防接種に関する検討会というのがございます、その中で、これはちょっと古いんですが、去年の3月、17年3月に中間報告をまとめておられます。その報告書の中にはですね、肺炎球菌ワクチンにつきましては、日本における有効性、安全性、費用対効果等の研究がまだ進んでないと、更に知見を収集することが定期接種化の前提であるという事で、まだ現在は検討段階という状況にあるようであります。ですから効果につきましてはですね、確かなデータが得られていないと。ただ、下條村さんとか既にやっておられるところが幾つかあるとは聞いてますが、全て高齢化率がかなり高い、病院などが少ない地域で助成されているという風にも聞いておりますので、それらの動向については、今後も留意はしますけれども、現段階で斑鳩町で導入するというようなところについては、まだ考えられないのかなという風に思っております。

いずれにしてもですね、インフルエンザでもそうですけれども、必ずワクチンをうてば予防できるというものでもございませんので、特にこの肺炎球菌については、健康な人でも必ず、健康な人でも鼻とかに定着している菌らしいので、免疫力があれば発症を防げるという事ですので、保健センターで特にこれから、もうインフルエンザ流行の時期ですから、手洗いとか健康管理とかに注意していただくよう、皆さんに周知していきたいと思っております。

里川委員

今、課長から丁寧に答弁していただきました、説明いただきましたし、ご本人もこれからも状況については留意したいという事ですので、その点についてはお願いをしておきたいという風に思います。

もう一点なんですが、保育所の一時保育の件なんですが、先日、脳内出血を起こされてる若いお母さんが、手のしびれ、足のしびれがあるという事で、まだ2歳の子どもさんを抱えている状況の中で、斑鳩町に、自分が入院したら保育してもらえるような制度があるのかという相談を受けまして、私その相談にのりまして、担当の方にもお願いをして、一時保育をしていただいた経過があるんですが、その時に私、お母さん病気ですのでね、色々な点について付き添って一緒にやらせてもらいましたんでね、手続きで。その時どうしても納得が出来なかった点についてお尋ねをしたいと思うんですが、一時保育、一時的保育事業については、事業内容は1、2、3という風に3つに分かれてるんですよ。今言いましたように病気ですね、病気の場合は2の緊急保育という事になるわけなんですが、この緊急保育でとりあえず検査入院をする間という事で受付をしていただいた時に、その子どもさんの健康診断をしてもらってくださいと、お母さん病気でしんどい言うてんの健康診断連れて行けど、健康診断、診断書書いていただいて、病気じゃないですから、子どもさん健康診断受けたらね、それは高くつくわけですよ。何千円ってとられるような状況になるんです。数日間預けるために何千円っていうお金をまた健康診断で払わんとあかんと、ほんでまた時間えろう使わんなあかんという事で、おかしいなと思って、例規集も私も見ましたらね、この添付書類の中に、4つ目に健康診断書ってあるんですけども、一時的保育を1ヶ月以上希望される方、って書いてあるんですよ、その方1ヶ月以上希望してないんですよ。とりあえず検査入院する間に預けたいと、とりあえず見て欲しいという事で行ってるにもかかわらず健康診断書言われたわけですね、高いお金とられて健康診断書提出してもらいましたけども、こここのところの考え方について、1、2、3と事業内容あるんですが、1とか3とかいう場合は、自分から望んでそう

いう状況、預けるといふ状況になるケースだと思うんですが、2の緊急保育につきましては、自分が望んでそうなったわけじゃなくて、自分になりたいわけではないけど病気になってしまったというような形。それと少子化対策の主旨からいきますとね、例えば出産の場合もそうなんですが、上の子どもさんもってて、2番目、3番目の出産やという時かって、出産に関しましても予定日っていうものはあるものの、何が起こってその予定日より1ヶ月も2ヶ月も早い対応せなあかんようになるか、という事もあると思うんですよね。そういう場合、色々想定されると思いますので、この要綱の中にあるこの健康診断書の件に関しましてね、この要綱どおりになっていないという事も含めて、私はこれまでちょっと担当課にも色々言ってきたんですが、この際ですので委員会の中でちょっとこの件につきましては、はっきりさしといていただきたいなと思います。

福祉課長

今ご質問いただきました一時保育の申請時の健康診断の添付という事でのご質問でございます。委員が今申されましたように、一時保育につきましては、3つのタイプのものがございます。その中で緊急保育という部分についてのご質問でございます。要綱等になっておらないという事でございます。その説明につきましては、保育園といたしましては、関係法令等に入所した者に対して健康診断を実施する、また保育士等についても健康状態や疾病状態の把握が出来るように、常に留意しなければならないというようになっております。それに基づきまして、一時保育につきましてもそういう内容の健康診断を持って来てくださいという形で今まで対応してきておったところでございます。過去の例によります、今回の場合はご病気の場合で本当の緊急という形で入園を申し込まれたと、申請されたという事で、今回のようなまた診断書という形でお願ひした経緯がございます。過去につきましては、ご病気の方が、2年ほど過去だけしかちょっと今分かりませんが、出産の場合という形での緊急という形の対応をさせていただいて、その中で診断書を提出してくださいという形でお願ひしてきておりまして、出産の場合、緊急の場

合ももちろん委員も言われるようにある場合もございますが、今までそういう事がなく、診断書を提出していただいて、そのまま町としても受け取りまして、申請をしてきておったという状況でございます。今回、委員が申されましたように緊急、本当の緊急の場合に診断書と言いましてもなかなかその対応は、預かるという場合でもなかなか診断書を出してもらってその場で、その診断書を見て判断するという事は出来ない状況だと思います。そのため現在、近隣の市町村等で一時保育をやっております市町村等に確認をいたしておりまして、郡内でも斑鳩町、平群町、三郷町、三郷町は今年の4月から始めたところでございますが、色々研究をしておるところでございます。中には診断書をとっておるところもございまして、とっておらないところもございます。とっておらないところにつきましては、その保護者から聴取をし、問診書等のチェックするリストも作りまして、それによりまして児童の健康状態も把握しているというように聞いております。斑鳩町につきましては、そういうものを研究いたしまして、今後、健康診断によらない方法で児童の健康状態や疾病状態などが把握できる方法等を研究して、その中で判断できるようなものを研究して、作りましてそれによって対応して参りたいと、現在その協議を行って今進めているところでございます。

里川委員 その際にですね、健康診断行って何千円もお金がかかる、それは経済的負担も精神的負担も、そして時間的な負担も、いろんな負担をご本人にかける事になりますので、やはりそれを軽減していただく考え方を持っていただきたい。その中においては、私は母子健康手帳というのは非常に有効的な判断材料にもなると思っています。健診を受けていただいている、そしてまた予防接種などもきちっと受けていただいている、そんな状況の中でどういう風に家庭で生活されてきたかという把握なども、その母子手帳で出来るはずですのでね、そういった母子手帳の活用なども是非ともやっていただきたいという風に思います。それと、この要綱の添付書類のところの4番目ですね、健康診断書（一時的保育を1ヶ月以上希望される方）となっている部分を一体どうするのかという、この点

についても、今後ちょっとこの表記をそのままにしておくのであれば、それはそれで今、診断書とってるものについては町はちょっと問題が生じてくるのではないかという心配もありますのでね、この辺の要綱の整理も合わせてお願いをしときたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長医 ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、助役の挨拶をお受けします。芳村助役。

(助役挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。委員の皆さま、理事者の皆さま、ご苦労様でした。

(午後12時04分 閉会)

